

改正

平成29年3月31日規則第34号

令和元年12月24日規則第43号

伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）及び伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(適合証)

第3条 条例別表第8の5の項に規定する規則で定める図書（以下「消費性能向上計画に係る適合証」という。）は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを、それぞれ当該各号に定める者が証明した書面とする。

- (1) 条例別表第8の3の項(1)に規定する建築物、同項(2)ア及びイに規定する建築物、同項(3)アに規定する建築物及び同項(4)アに規定する建築物 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
- (2) 条例別表第8の3の項(3)イに規定する建築物、同項(4)イに規定する建築物及び同項(5)に規定する建築物 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

2 条例別表第8の8の項に規定する規則で定める図書は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該建築物に係る建築物のエネルギー消費性能が法第36条第1項に規定する基準に適合していることを証明した書面又は建築物エネルギー消費性能向上計画に係る適合証（以下「消費性能基準に係る適合証」という。）であって、それぞれ当該各号に定める者が証明した書面とする。

- (1) 条例別表第8の7の項(1)及び(2)に規定する建築物 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

(2) 条例別表第8の7の項(3)から(5)までに規定する建築物 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(所管行政庁が必要と認める図書)

第4条 省令第23条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関から消費性能向上計画に係る適合証の交付を受けた場合にあつては、当該適合証

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 省令第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関から消費性能基準に係る適合証の交付を受けた場合にあつては、当該適合証

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(申請書の提出部数)

第5条 市長に提出する省令第23条第1項及び第27条の申請書の正本及び副本の部数は、それぞれ正本1部及び副本2部とする。ただし、消費性能向上計画に係る適合証を添えて当該申請書を提出する場合にあつては、それぞれ正本1部及び副本1部とする。

2 前項の規定は、市長に提出する省令第30条第1項の申請書の正本及び副本の部数について準用する。この場合において、前項ただし書中「消費性能向上計画に係る適合証」とあるのは、「消費性能基準に係る適合証」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の申請について審査し、認定したときは、申請者に対して当該認定の通知書とともに副本1部を返却するものとする。

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又は建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、当該申請者に対し、その旨を認定しない旨の通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(報告)

第7条 認定建築主は、法第32条の規定により報告を求められたときは、速やかに、新築等状況報告書(様式第2号)に報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物に係る工事が完了したときは、速やかに、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる工事完了報告書に同表右欄に掲げる書面を添えて、市長に報告しなければならない。

| | | |
|---|---|---|
| <p>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物に係る工事が行われたことを建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が確認した場合</p> | <p>工事完了報告書 （第7条第2項の表第1号）（様式第3号）</p> | <p>当該建築士が作成した工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15の工事監理報告書をいう。）の写し、工事写真及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し</p> |
| <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合</p> | <p>工事完了報告書 （第7条第2項の表第2号）（様式第4号）</p> | <p>当該建築物に係る工事を施工した施工者による発注者への工事完了の報告書の写し又はこれに類するもの</p> |

3 建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた者は、法第38条第1項の規定により報告を求められたときは、速やかに、基準適合認定建築物に関する報告書（様式第5号）に報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告しなければならない。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第8条 省令第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、軽微な変更証明申請書（様式第6号）2部に、省令第1条第1項に規定する図書（当該変更に係る部分に限る。）2部及び省令第4条第1項第1号の適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 省令第29条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、軽微な変更証明申請書2部に、省令第23条第1項に規定する図書（当該変更に係る部分に限る。）2部及び省令第25条第2項の通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請があったときは、当該申請の内容が適正であることを確認し、申請者に対して1部を返却するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 法第12条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、当該提

出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるまでの間に、当該建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げるときは、速やかに、取下げ届出書（第9条第1項）（様式第7号）2部を市長に提出しなければならない。

2 法第29条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は法第31条第1項の規定により変更の認定の申請をした者は、当該認定を受けるまでの間に当該申請を取り下げるときは、速やかに、取下げ届出書（第9条第2項）（様式第8号）2部を市長に提出しなければならない。

3 法第36条第1項の規定により建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請をした者は、当該認定を受けるまでの間に当該申請を取り下げるときは、速やかに、取下げ届出書（第9条第3項）（様式第9号）2部を市長に提出しなければならない。

4 省令第11条又は第29条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、当該軽微な変更に関する証明書の交付を受けるまでの間に、当該交付の求めを取り下げるときは、速やかに、取下げ届出書（第9条第4項）（様式第10号）2部を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前各項の届出があったときは、当該届出の内容が適正であることを確認した上でこれを受理し、届出者に対して1部を返却するものとする。

（計画の取りやめ）

第10条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた者は、建築物エネルギー消費性能確保計画を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届出書（第10条第1項）（様式第11号）2部に、当該建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合判定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届出書（第10条第2項）（様式第12号）2部に、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る省令第25条第2項の通知書（法第31条第1項の変更の認定を受けている場合にあつては、当該計画の変更に係る省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 省令第11条又は第29条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付を受けた者は、建築物エネルギー消費性能確保計画又は建築物エネルギー消費性能向上計画を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届出書（第10条第3項）（様式第13号）2部に、軽微な変更に関する証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

4 前条第5項の規定は、前3項の届出について準用する。

(改善命令)

第11条 法第33条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書（様式第14号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、法第34条の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消したとき、又は法第37条の規定により建築物のエネルギー消費性能に係る認定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対し、その旨を認定取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更の届出)

第13条 認定建築主は、省令第26条に規定する軽微な変更をしようとするときは、速やかに、軽微な変更届出書（様式第16号）2部に、省令第23条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該届出の内容が適正であることを確認した上でこれを受理し、届出者に対して1部を返却するものとする。

(名義変更)

第14条 法第29条第1項の認定（法第31条第1項の変更の認定を含む。）若しくは法第36条第1項の認定を受けた建築物又は住戸の譲渡人又は譲受人は、速やかに、当該建築物又は住戸の所有者を変更した旨を記載した名義変更届出書（様式第17号）2部に、名義変更した事実を証する書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、法、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第34号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に規定する登録建築物調査機関が交付した適合証は、この規則

による改正後の伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証とみなす。

附 則（令和元年12月24日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定により申請のあった次の認定申請について、認定しないこととしたので通知します。

1 申請の種類及び申請年月日

申請の種類

申請年月日 年 月 日

2 申請に係る建築物の位置

3 認定しない理由

教示

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢崎市を被告として（訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

新築等状況報告書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

報告者の住所

報告者の氏名

⑩

（報告者が法人の場合にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定により報告を求められた建築物の新築等の状況について、次のとおり報告します。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日及び認定番号

認定年月日 年 月 日

認定番号 第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の位置

3 認定建築主の氏名

4 報告の内容

様式第3号（第7条関係）
様式第3号（第7条関係）

工事完了報告書（第7条第2項の表第1号）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

報告者の住所

報告者の氏名

印

（報告者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物の新築等の工事が完了したので、伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第2項の規定により、工事監理報告書の写しを添えて、次のとおり報告します。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日及び認定番号

認定年月日 年 月 日

認定番号 第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の位置

3 認定建築主の氏名

4 建築物の新築等の工事が完了したことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号 （ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号

住所 名称

氏名 所在地

5 建築物の新築等の工事の完了の日

注 工事写真を添付するとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写しを添付すること。

工事完了報告書（第7条第2項の表第2号）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

報告者の住所

報告者の氏名

⑩

（ 報告者が法人の場合にあっては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 ）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けた建築物の新築等の工事が完了したので、伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第2項の規定により、施工者による発注者への工事完了の報告書の写し又はこれに類するものを添えて、次のとおり報告します。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日及び認定番号

認定年月日 年 月 日

認定番号 第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の位置

3 認定建築主の氏名

4 建築物の新築等の工事の請負契約に基づき当該工事を実施した施工者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者名

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

5 建築物に係る工事の完了の日

注 工事写真を添付するとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写しを添付すること。

基準適合認定建築物に関する報告書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

報告者の住所

報告者の氏名

⑩

（報告者が法人の場合にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条第1項の規定により報告を求められた基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、次のとおり報告します。

1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定年月日及び認定番号

認定年月日

年 月 日

認定番号

第 号

2 基準適合認定建築物の位置

3 認定建築主の氏名

4 報告の内容

軽微な変更証明申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

申請者の住所

申請者の氏名

印

〔申請者が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条第29条の規定により、当該計画の変更が軽微な変更^{第11条}に該当していることの証明を求めます。^{第29条}

1 建築主の住所・氏名

2 計画建築物の位置

3 判定番号又は認定番号

第 号

4 判定年月日又は認定年月日

年 月 日

5 変更内容

| | |
|------|--|
| 変更前 | |
| 変更後 | |
| 変更理由 | |

注 適合判定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添付すること。

上記の計画の変更については、軽微な変更^{第11条}に該当していることを証明します。

年 月 日

印

様式第7号（第9条関係）
様式第7号（第9条関係）

取下げ届出書（第9条第1項）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者の住所

届出者の氏名

㊞

（届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げるので、伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 提出年月日

年 月 日

2 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置

3 取下げ理由

様式第8号（第9条関係）
様式第8号（第9条関係）

取下げ届出書（第9条第2項）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者の住所

届出者の氏名

㊞

（届出者が法人の場合にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第29条第1項 第31条第1項 の規定による 認定
変更の認定

の申請を取り下げるので、伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出）

有 無

3 申請に係る建築物の位置

4 取下げ理由

取下げ届出書（第9条第3項）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者の住所

届出者の氏名

⑩

（届出者が法人の場合にあっては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請を取り下げるので、伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 申請年月日

年 月 日

2 申請に係る建築物の位置

3 取下げ理由

様式第10号（第9条関係）
様式第10号（第9条関係）

取下げ届出書（第9条第4項）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者の住所

届出者の氏名

印

（届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

第11条

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定に基づく、軽微な変更に関する証明書の交付の求めを取り下げるので、伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 提出年月日

年 月 日

2 計画に係る建築物の位置

3 取下げ理由

取りやめ届出書（第10条第2項）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者の住所

届出者の氏名

⑩

届出者が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画を取りやめたので、伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日及び認定番号

認定年月日 年 月 日

認定番号 第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の位置

3 認定建築主の氏名

4 取りやめ理由

注 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けた場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書）を添付すること。

様式第13号（第10条関係）
様式第13号（第10条関係）

取りやめ届出書（第10条第3項）

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者の住所

届出者の氏名

㊦

届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

軽微な変更に関する証明書の交付を受けた計画を取りやめたので、伊勢崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 軽微な変更に関する証明書交付年月日
- 2 計画に係る建築物の位置
- 3 建築主の氏名
- 4 取りやめ理由

注 軽微な変更に関する証明書を添付すること。

改善命令書

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定により、次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、改善に必要な措置を命じます。

1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画

認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号

2 認定に係る建築物の位置

3 命ずる措置

4 措置を命ずる理由

5 改善の期限

教示

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢崎市を被告として（訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条の規定により、次の認定を取り消しましたので通知します。

1 取り消す認定の種類等

認定の種類

認定年月日 年 月 日

認定番号 第 号

2 認定に係る建築物の位置

3 理由

教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢崎市を被告として（訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号 (第13条関係)
 様式第16号 (第13条関係)

軽微な変更届出書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

届出者の住所

届出者の氏名

⑩

(届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の認定(同法第31条第1項の変更の認定を含む。)を受けた事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する軽微な変更を次のとおり届け出ます。この届出書及び添付図書に記載された事項は、事実と相違ありません。

| | |
|------------------|--|
| 1 認定建築主 | 住所 氏名 電話番号 |
| 2 代理者 | 住所 氏名 電話番号 |
| 3 認定の年月日 及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 4 住宅の敷地の 地名地番 | |
| 5 建築物の用途 | <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸(住戸番号:) <input type="checkbox"/> 複合建築物 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸(住戸番号:) |

変更する記載事項(ここに書き表せない事項は別紙に記載して添えてください。)

| | |
|------|--|
| 変更前 | |
| 変更後 | |
| 変更理由 | |

※ 代理者によって届出を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証明する書類を添付してください。

※ 必要に応じて、適合証を発行した技術的審査機関にも確認してください。

